令和８年度

高齢者世帯等に対して家具固定器具等の購入補助をします！

地震発生時には、家具が転倒することにより、「下敷きになって怪我をする」、「逃げ道をふさがれ避難が遅れてしまう」など、重大な被害が発生するおそれがあります。地震発生直後の命を守るために、まずは、室内の安全確保として家具固定を実施しましょう。

補助対象世帯

神戸町に住民登録のある世帯で、次のいずれかに該当する世帯

① 高齢者（７５歳以上）単独世帯
② 高齢者（７５歳以上）のみの世帯
③ 介護保険で要介護度３以上の認定を受けている方が同居する世帯
④ 身体障害者手帳（１級又は２級）、療育手帳（Ａ１又はＡ２）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居する世帯

補助申請者

補助対象世帯の世帯主（代理申請可）

補助対象の家具固定器具等

下記の購入合計金額が２，０００円以上の場合に限り、補助対象とする。

・Ｌ字型金具
・ベルト・チェーン式金具
・伸縮棒（ポール式器具）
・ストッパー・マット式器具
・開閉防止器具
・ガラス製品等の落下防止器具
※ご自身で設置が困難な方については、ご相談ください。

補助金額

家具固定器具等の購入費用の１/２（１００円未満切り捨て）
上限２，０００円
※申請は同一年度１回に限る。
※購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く。

補助金の申請から交付までの流れ

（１）販売店等で家具固定器具を購入

※購入の際、販売店等に領収書、レシートの発行を依頼してください。

（２）申請書等を神戸町役場総務課へ提出

※交付申請書兼請求書は、総務課窓口に用意しています。

※受付は令和９年３月３１日（水）までです。

＜提出書類＞

(1) 家具固定器具等購入費補助金交付申請書兼請求書（必須）
(2) 領収書又はレシートの原本（必須）
（次の内容が記入されているもの）
①領収日
②領収金額（家具固定器具の購入単価がわかるもの）
③購入店
④品名・品番（家具固定器具の購入がわかるもの）
(3) 家具固定器具等の写真
→窓口にて写真を撮影することも可能です。
(4) 世帯主名義の口座の通帳またはキャッシュカード

（３）補助金が指定口座に振り込まれます

※申請日から概ね１か月半後の振り込みとなります。

◆問合せ◆　神戸町役場総務課　　電話　０５８４－２７－０１７１